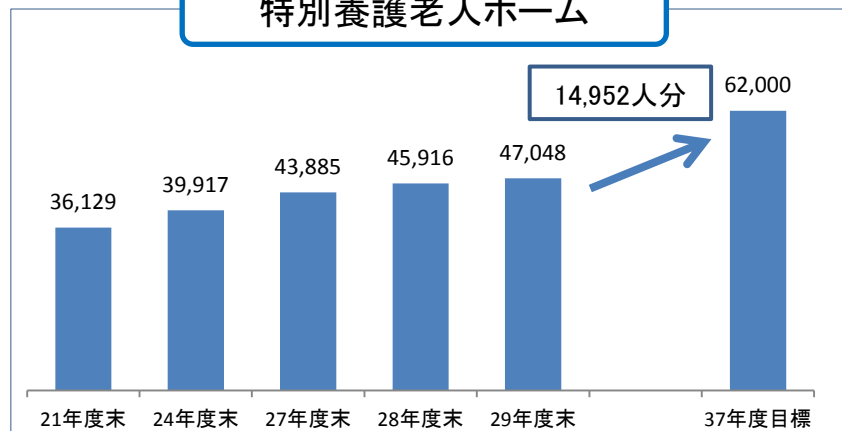


介護サービス基盤の整備について

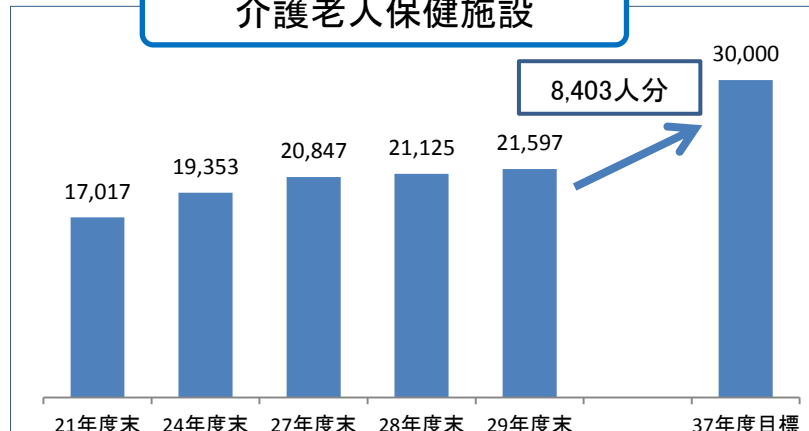
現状と整備目標

第7期高齢者保健福祉計画において、平成37（2025）年度末の整備目標を設定

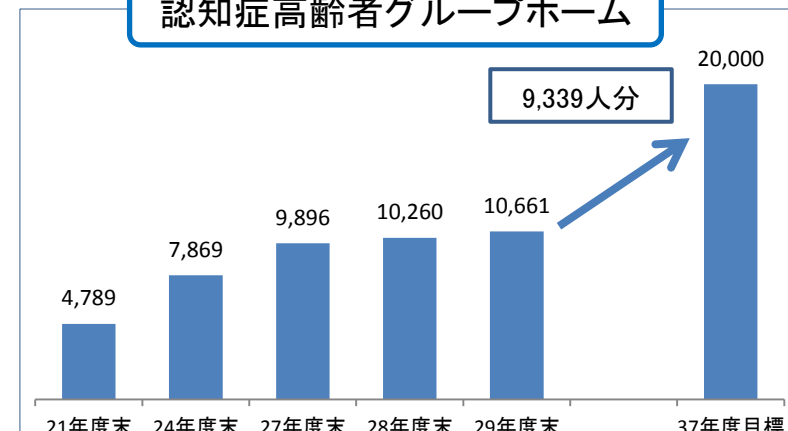
特別養護老人ホーム



介護老人保健施設



認知症高齢者グループホーム



介護基盤の整備促進に向けた第7期計画期間中（平成30～32年度）の取組

施設整備への支援

- ◎ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設
 - ・整備費の一部を補助（例：ユニット型500万円/床）
 - ・整備率の低い地域への補助単価を最大1.5倍まで加算
 - ・地域密着型サービス等を併設する場合に補助額を加算（最大50万円/床）
 - ・建築価格の高騰に対応した整備費補助の加算（例：ユニット型125万円/床）
- ◎ 認知症高齢者グループホーム
 - ・整備費の一部を補助（例：2,500万円/ユニット）
 - ・整備率の低い地域への補助単価を1.5倍に加算
 - ・オーナー型の整備促進に向け、不動産所有者と事業者とをマッチング
- ◎ 地域密着型サービス
 - ・整備費の一部を補助（小・看多機の例：3,993.7万円/施設 × 補助率3/4）

土地確保への支援

- ◎ 所有地の活用
 - ・未利用の所有地を原則50%減額、最大90%まで減額して貸付
- ◎ 借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業
 - ・国有地又は民有地の借地料を補助（期間：60か月 上限2,500万円/年）
- ◎ 定期借地権の一時金に対する補助
 - ・定期借地権を設定した場合の一時金を補助（上限10億円）
 - ・地域密着型サービスの定期借地権一時金の上乗せ補助（包括補助）
- ◎ 区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業
 - ・区市町村が所有する未利用の公有地を事業者に貸し付ける際、区市町村の整備費補助を支援（上限2億円）

◎ 広域的に利用する特別養護老人ホームを整備するための交付金

都全体での特養の必要定員数の確保に向け、区市町村が地域のニーズを超えた整備に同意する場合に、地域福祉を推進するための資金を交付（250万円/床）

平成30年度の新たな取組

- ◎ 認知症高齢者グループホーム整備費補助単価加算地域の拡大
整備率0.33%未満→0.38%未満
➤対象区市町村数(H30.4.1時点)：37→49、高齢者人口比：38.8%→67.3%
- ◎ 老健ショートステイ機能活用促進事業
老健の特性を生かした在宅介護の支援強化を図るため、都老健協会が行うショートステイの空床情報提供のための情報基盤構築等を支援
- ◎ 地域密着型サービス整備費補助への高騰加算導入
建築価格の高騰に対応し、認知症高齢者GHや小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備費補助を特養等と同様に加算（25%増）